

# 盛岡市児童福祉施設整備補助候補者審査要領

## 【老朽改築】

(令和7年度着工分)

【申込書提出期限:令和6年9月27日(金)】

### ■ 審査の趣旨

盛岡市において、入所児童の安全確保及び保育環境の改善を図ることを目的に、**老朽化が著しい保育施設の改築または大規模修繕整備の補助事業**について、予算要求対象とするものです。

### ■ 留意事項

国又は県の施設整備補助金を活用して補助を実施しますが、子ども未来部における設備基準及び審査基準中の個別審査項目との適合性についての審査の結果、**適当と判断された場合であっても、国、県又は盛岡市において予算化されない場合もあるため、事業化(予算の確保)が確約されるものでないこと**についてご承知おきください。

また、国又は県の予算の不成立や、補助制度上、補助金交付対象事業とならない場合など、選定結果に関わらず、事業化されないこともありますので、予めご了承ください。

また、事業者の審査にあたっては、老朽化が著しく地震による倒壊の危険性や火災等の被害拡大の可能性が大きい施設など、入所者の防災対策上、万全を期し難いものを優先します。

盛岡市子ども未来部子育てあんしん課 保育サービス推進室  
〒020-0884 盛岡市神明町3-29 盛岡市保健所1階  
電話:019-626-7553(直通)  
ファクス:019-652-3424(直通)  
電子メール:kosodateansin@city.morioka.iwate.jp

## 1 審査内容

本件は、予算要求を行う対象施設を選定するために実施するものであり、こども家庭庁の就学前教育・保育施設整備交付金を活用し、既存保育施設の園舎の改築等を希望する事業者を対象とするものです。整備内容は、就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱（令和5年8月22付け日こども家庭庁通知）（以下「国要綱」という。）の5における改築または大規模修繕の区分のものとしします。

なお、本補助事業は、老朽化施設における安全性の確保及び改善を目的としていることから、大規模修繕区分の整備事業については、提出書類中の費用見積書において、耐震補強費用又は一定年数を経過しており安全上の必要な設備等の改修費用が、修繕工事費中の5割を超える事業のみを審査の対象とします。

## 2 応募資格

次の法人要件及び施設要件のいずれにも該当する者とする。

### (1) 法人要件

次のいずれにも該当する者とする。

ア 応募日時点で、設置認可を受けた保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業等又は幼稚園を盛岡市内で運営している団体であり、法人格（社会福祉法人・学校法人・株式会社等（以下「事業者」という。））を有しているであること。ただし、幼稚園については、整備に合わせて認定こども園へ移行する者に限る。

イ 整備を行う保育施設を現に運営しており、かつ当該施設の建物を所有していること。

### (2) 施設要件

仮設施設について、以下のいずれかに該当すること。

ア 整備の実施に当たり、仮設園舎を必要としない。

イ 整備の実施に当たり、仮設園舎を必要とするが、仮設用地等の確保もしくは確保の見込み（仮設用地に関する合意書及び契約書案を事前協議書類として提出可能）がある。

## 3 整備に係る条件

### (1) 補助額について

補助額および補助対象経費等は国要綱の定めにより算出します。そのため、補助額は工事等の費用全体の4分の3ではなく、国要綱に定める補助基準額の合計に対する4分の3となることにご留意ください。

### (2) 新園舎の施設定員等について

整備後の定員及び定員設定については、応募書類の提出前に盛岡市と協議してくだ

さい。

なお、盛岡市では、市内の定員充足状況を鑑み、現在、一部地域を除き2号及び3号の定員の増加は不要であると判断しております。施設整備においても同様に、原則、2号及び3号定員の増加は行わないようにしてください。

### (3) 施設整備後の供用開始

ア 令和7年4月1日までに供用開始することを原則とします。ただし、施設整備の工程上、以下の例で示すようなやむを得ない事情により、令和6年度単年度における施設整備が困難であると盛岡市が判断するものに限り、令和7年4月1日以降の供用開始についても協議に応じます（事業者の都合等による複数年度の整備には応じませんのでご注意ください）。

- (例)
- ・ 解体予定の園舎の外壁等にアスベストの含有が確認され、その除去工事に相当な期間を要するため、単年度による施設整備が困難な場合
  - ・ 園舎の建替えに伴い、仮園舎の建設・設置が必要となり、施設整備の工程上、単年度による施設整備が困難な場合 など

イ アのただし書きのとおり、施設整備の工程上、やむを得ない事情により、複数年度の施設整備を計画する場合には、整備計画書の提出期限前に、以下の書類を持参して、実施の可否について子育てあんしん課保育サービス推進室と協議してください。

#### 【整備計画書提出前の相談に係る持参書類】

- (ア) 施設整備予定地の周辺図、位置図
- (イ) 現園舎の平面図、新園舎の平面図、各室面積表
- (ウ) 施設整備に係る工事工程表（毎月工事出来高割合も記載すること）
- (エ) 複数年度の施設整備となることの具体的な理由を明示した書面

※ 事前協議の審査期間中にも追加資料の提出を求める場合があります。

### (4) 施設基準等の遵守

設計及び建築に当たっては、次の条例（以下、基準条例という）を遵守してください。また、建築基準法、建築基準法施行令及び消防法等の関係法令に定める基準に従ってください。

ア 盛岡市社会福祉施設等の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例（令和6年4月1日条例第15号）

イ 盛岡市認定こども園の認定の要件を定める条例（平成31年3月27日条例第15号）

### (5) 耐火構造について

整備後の構造については、原則、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。）としてください。

なお、乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室を2階以上に設ける場合は、基準条例により、次の耐火等の構造が必須となりますので留意してください。

施設類型	2階	3階以上
保育所	耐火構造又は準耐火構造	耐火構造
家庭的保育事業等	耐火構造又は準耐火構造	耐火構造又は準耐火構造
認定こども園	耐火構造	耐火構造

また、乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室を2階以上に設ける場合においては、基準条例上、避難経路の整備等に係るその他の防火・避難に係る設備基準もごさいますことから、これらについても条例を熟読の上、必ず遵守してください。

(6) 入札について

「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」(平成13年7月23日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知)に基づき、工事請負契約に係る入札及び契約関係事務については、盛岡市の取扱いに準じた事務手続きを進めてください。

(7) 整備期間中の保育について

整備期間中の園舎の利用計画については、現行の保育運営に支障をきたすことがないように計画してください。

ア 仮設園舎を設置する場合、保育室面積の確保や自園調理、乳幼児用トイレの確保等、基準条例に定める設備基準を満たすこととしてください。

(設置の例)

- ・ 園庭または近隣賃借地にプレハブ等で設置 (使用後は撤去)
- ・ 近隣の建物を賃借して利用

※ 仮設園舎とする建物の建築基準法上の用途が「児童福祉施設等」でない場合、用途を「児童福祉施設等」に変更した上での保育開始が必要となります。  
 なお、用途変更の要否や手続きについては、盛岡市都市整備部建築指導課審査係 (TEL: 019-601-3182) にお問い合わせください。

イ 園庭に新園舎を整備しながら既存園舎を利用する場合、避難経路や採光、防火計画等が法に適合するものとし、所管部署又は所管庁に確認をとることとしてください。

(8) 土地の貸与を受けて整備事業を実施する場合について

土地の貸与を受けて整備事業を実施する場合は、「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について (平成16年5月24日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭・社会・援護局長通知 (平成26年12月12日一部改正))」の条件を遵守してください。

(9) 近隣・保護者対応について

施設整備事業に伴う近隣住民や保護者の方々への対応は事業者の責務です。

整備計画を円滑に進めるため、近隣住民（特に隣接敷地の住民、自治会町内会・連合会等）及び在園児の保護者に説明を行って理解を得てください。（仮設園舎を別敷地に整備する場合は、仮設園舎の予定地の近隣住民に対しても同様に説明を行ってください。）

また、説明の経過を記録し、保管してください。意見や要望には誠実に対応し、近隣住民等への理解と協力を得られるように努め、当該説明の内容について盛岡市に報告してください。

要望や苦情・紛争等については事業者の責任において、誠意を持って対応してください。

### 【地域住民等への説明手順例】

以下は、地域住民への説明の順序について、一例として示すものです。

#### ① 応募前

事業者（応募事業者）	説明の考え方（応募前）
<p>応募事業者において、市の施策、入所児童の推移等の状況とともに、基本設計等（図面・整備計画等）をもとに地域住民等に対して説明を行う。</p> <p>なお、説明を実施する範囲（地域住民等の範囲）については、隣接、登降園時の経路になる地域を考慮し、地域の状況等から応募事業者が判断すること。</p>	<p>応募前の説明については、丁寧な説明を行うこと。</p>

#### ② 候補者として選定後（基本設計立案時）

事業者（応募事業者）	説明の考え方（選定後）
<p>候補者として選定された事業者において、実施設計を始める前に改めて基本設計を基に地域住民に保育所等整備の内容を説明し、地域住民等の意見を反映することで実施設計とすること。</p>	<p>選定後の説明については、保育所等設置・運営者の選定決定はあるものの、あくまでも計画段階ということで、地域住民等の意見を反映し理解を示す説明であること。</p>

#### ③ 工事開始前（工事計画案確定後）

事業者（応募事業者）	説明の考え方（工事計画案確定後）
<p>候補者として選定された事業者において、工事の概要について説明を行い、可能な限り地域住民等の意見を反映した工</p>	<p>工事計画案確定後の説明については、実際の工事実施に係る具体的な説明を実施し、可能な限り地域住民</p>

事概要とすること。

等の意見、要望を反映し理解を深めていく説明であること。

#### 4 審査について

事業者による整備計画については、事業審査申請書及びそれに関する添付書類をもとに、基準条例等に定める設備基準及び審査基準中の個別審査項目との適合性について審査を行い、適当と判断された整備計画について予算要求を行います。

##### (1) 審査に関する考え方

事業審査申請書が提出された提案について、施設の建築後経過年数、耐用年数超過状況、耐震診断、老朽度調査の結果等を点数化して審査します。

##### (2) 審査方法

審査にあたっては、別表「保育施設整備に係る個別審査基準」による加点式審査を実施します。

なお、個別審査基準による審査において、別表中の「1 施設の老朽化に係る審査基準」が0点であった整備計画については予算要求を行わないこととします。

##### (3) 審査件数

予算要求対象件数は予算の範囲内で決定します。

##### (4) 耐震診断

耐震診断の評価方法は一般財団法人日本建築防災協会の診断基準に基づく第二次診断又は第三次診断としてください。

##### (5) 老朽度調査

「老朽民間児童福祉施設等の整備について」（平成20年6月12日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に定めるところにより、一級建築士が実施した老朽度調査としてください。なお、老朽度調査の客観性や公平性を担保する観点から、老朽度調査を行う事業者と、設計・監理を行う事業者を同一とすることはできません。

##### (6) その他

盛岡市の判断により、整備の緊急性または重要性を鑑みて、本件公募及び審査によらず整備事業を採択することがありますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

#### 5 提出書類

次の提出書類について、応募申込期間内に全て提出してください。（盛岡市による指示以外で応募締切後の書類の追加提出や差し替えはできませんので、余裕をもって書類をご提出ください。原則としてA4判（縦）で出力し、A4判縦のフラットファイル（左2穴）に綴じて正本副本の2部を提出いただきますようお願いいたします。申込書及び

添付書類は、各書類の前に白紙等を挿入の上、白紙にインデックス（提出書類一覧表の番号のみ記載）をつけてください。

- (1) 提出書類一覧【市様式】
- (2) 事業審査申請書（様式第1号～様式第 号）【市様式】
- (3) 現行施設の位置図、配置図、各階平面図（A3判）
- (4) 現行施設の各室の面積表
- (5) 改築後の施設の位置図、配置図、各階平面図（A3判）
- (6) 改築後の施設の各室の面積表

一部改築の場合は、新規改築部分と既存部分が判別できるようなかたちで作成してください。

- (7) 工事工程表（A3判）

様式は任意のもので構いませんが、実施設計や建築確認申請等の期間、各種検査予定日、競争入札の事務スケジュール等も記載してください。

- (8) 建築工事費等の費用見積書

建築事務所が作成したもの。

- (9) 現行施設の建築基準法第6条第1項の規定による確認済証（写し）
- (10) 現行施設の建築基準法第7条第5項の規定による検査済証（写し）
- (11) 整備予定地の登記簿謄本（写し可）

※ (1)、(2)については、紙書類の提出後、データについても当課への御提供をお願いいたします。

※ (5)～(8)については、基本設計段階のもので構いません。

【以下の(12)～(14)は、条件に当てはまる場合のみ提出してください。】

- (12) 耐震診断結果

- (13) 施設老朽度調査表

老朽度調査員の一級建築士免許書の写しを添付してください。

- (14) 土地賃貸借契約書等

次のような整備を行う場合に提出してください。用地の確保が完了していない場合は、土地賃貸借予約契約書（任意様式）を提出してください。

ア 現在の保育施設がある土地での整備で、かつ、当該地を賃借により確保している場合

イ 仮設用地を賃借により確保する場合

ウ 整備用地を賃借する場合

※ (11)、(12)については、診断等を実施した場合の任意提出です。

## 6 スケジュール（予定）

令和6年9月	応募締切り
↓	
令和7年3月頃	補助候補者として選定した施設に市から連絡（*1）
↓	
令和7年4月	市から事業者に対し補助金内示通知を送付
↓	
内示後速やかに	実施設計契約、工事入札及び契約、工事開始（*2）
↓	
令和8年2月	工事完了、事業者から市に実績報告書提出
↓	
令和8年3月	市から事業者に補助金支払い

※ 当市において、補助金の交付は、整備完了後に事業者から市に整備事業の実績報告を行い、市が実績確認を完了する必要があることとされています。かつ、補助制度上、補助金交付までは整備年度内に完了することとされています。そのため、**完了報告の確認等の事務処理期間を鑑み、2月中に工事を完了していただきますようお願いいたします。**

そのため、確実な構造や工法により、期間内に工事が完了するよう（各種検査や全ての工事作業を含む）、工程計画及び設計を行ってください。

※ 解体工事について補助を受ける場合、解体工事についても補助期間内に完了する必要がありますことから、工程を計画する際には留意してください。仮施設整備を行い、その仮施設の解体を補助対象とする場合も同様です。

\*1 契約等の準備事務を開始していただくために連絡を差し上げるものであり、この時点では、あくまで市内部での選定された状態であり、事業の実施が決定したものではありません。市の予算としての確定は、令和7年3月の市議会による議決を要するものです。

\*2 国が示す補助制度上、内示前に締結した契約は補助の対象と出来ないこととされておりますことから、補助対象となる実施設計請負契約及び工事契約については、必ず内示後の契約としてください。

## 7 留意事項

### (1) 情報の公開

事業審査申請書等、提出された書類は、理由の如何を問わず返却いたしません。また、審査過程に関する情報は、必要に応じ公表することがあります。

### (2) 個人情報の取扱い

応募に際し記載された個人情報・事業者情報は、本事業の審査に関する範囲内のみ



で使用します。当該個人情報については、個人情報に関する法令、条例および規程により適切に管理を行い、法令等による除外事項を除き、目的外利用および第三者提供を行うことはありません。

(3) 基準等の変更の可能性への対応

今後国が示す制度の内容により基準等が変更となる可能性があります。変更への対応等については事業者の責任により行うこととし、盛岡市はその損害等を補償いたしませんので、あらかじめご承知おきください。

(4) 応募に係る費用

応募事業者は、事業計画が採択されない場合、協議が途中で終了する場合を念頭に置き、協議時点での不動産の売買、借地借家契約、金融機関からの借入、施設整備に係る設計業務や老朽度調査業務への支出等については慎重に判断してください。協議のために要した費用については全て応募事業者の負担とし、盛岡市は補償しないものとしますので、その旨をあらかじめご承知おきください。

(5) 補助決定の取消し

次のような行為を行った場合、内定通知の前後にかかわらず、応募事業者を失格とします。

ア 応募書類の内容に、重大な不備や虚偽の記載があったと認められる場合。

イ 重要事項（整備場所、施設構造、施設規模、定員、階数、資金贈与者等）を市の承諾なく変更した場合。（これらの重要事項に該当しない変更についても、事前に子育てあんしん課への協議が必要です。）

ウ 預金残高及び借入額の合計が、必要とされる自己資金額に満たないと確認された場合。

エ 建設用地について、建築基準法等による制限について各所管課と協議を行っていないと確認される場合。

オ 応募後に、市からの指示事項に正当な理由なく従わない場合。

カ ア～オのほか、本市が不適切と認める場合。

(6) 整備計画の変更について

「7(5) 補助決定の取消し イ」に係り、やむを得ない事情で整備計画に変更が発生する場合には、可及的速やかに子育てあんしん課に協議し、承諾を得た後に計画変更及び事業実施を行ってください。

(7) 事前協議について

事業審査申請書提出前の事前相談等のために来庁される場合は、電話で事前にご予約をお願いいたします。なお、事前協議により書類審査や事業者の決定、また、審査における加点を行うものではありません。

(8) 整備期間の調整

建設市況によって、全国的に人材・資材不足の発生が懸念されることから、資材の

供給状況等を踏まえた合理的な設計や確実な調達先の確保に努めていただき、令和8年4月1日までの開園に遅れが生じないように努めてください。

(9) 財産処分承認申請

国庫補助を受けて整備した既存園舎を「財産処分承認期間（別添「保育施設整備に係る個別審査基準」参照）」経過前に処分する場合は、別途、財産処分承認申請の手続きが必要となりますので、事前にご相談ください。